

Title	為替会社の没落原因
Sub Title	
Author	伊東, 弥之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.5 (1938. 5) ,p.657(93)- 681(117)
JaLC DOI	10.14991/001.19380501-0093
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380501-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文化環境諸要素の比較的重要性は、右の如き相互間の關係に依つて定まると同時に、他方に於いては、固定性・持續性の大小の程度に依つて定まる。この點から見ると小地域に就いての環境要素は、大地域に就いてのそれよりも變化し易いことが明かであり、従つてその重要性は比較的に小さいと云はねばならぬ。

以上述べたやうな文化環境諸要素を、労働對象・労働手段・労働力として綜合し、更にこれを自然環境に於ける諸要素と綜合する。以上には文化環境諸要素中の主要なるものみに就いて述べたのだから實際の觀察に當つては、事實關係に基いて更に多數の要素を見出し、綜合をせねばならない。本稿に於ける文化環境の分析は甚しく不十分であつて、環境要素の主要なるものみに就いて、多少の説明を試みて居るに過ぎないが、筆者としては自然環境に對して行つたやうな分析は、現在のところ文化環境に對してはなし得ないのである。

(昭和十三年四月二十四日)

爲替會社の没落原因

伊東彌之助

日本の資本主義はその後進的性格から、先づ以て貨幣・金融制度の整備、交通機關の移植から初められた。既に周知の如く徳川時代末期はその生産力の發展の結果として相當巨額の資本が蓄積され、階級の分化も著しく促進されてはゐたが、未だそれ自らの發展によつて封建社會を崩壊に導き、新しき社會の建設に乗り出し得ぬうち、先進資本主義諸國の來航を見た。而してその東漸帝國主義の壓迫が急速に日本封建社會の諸矛盾を表面に露呈させ、その崩壊と混亂の度を甚しくした。日本にあつてはその封建社會の崩壊は、勿論その内部よりの矛盾の激化も充分考慮さるべきではあるが、それにも増して海外資本主義との接觸こそ直接的原因を形成する。かくて急激なる崩壊よりもたらされた混沌たる状態のうち明治新政府は成立した。然も依然、外國資本主義の監視下に成長せねばならなかつたといふ事情は、政府をして金融制度・交通機關の如き資本主義の外廓的整備から手を染めしめ、諸産業の保護・特權が次々にあたへられる事になつた。日本の如き後進資本主義國にとつては、政府による資本主義育成の強行をかく始めから必要とする。従つて日本の如き國の發展には政府の政策の變化が特に注目さるべきである。かく云へばとて、そ

れを以て日本は初めより國家資本主義として出發した(註一)と云ふを得ない。何故なれば當時政府の——特に明治二年殖産興業を目標に設立せられた會計官下通商司の——指導的地位を占めた人々は、泰西への憧憬よりする自由主義的思想を有し、その方針を以て進む事が日本を進歩せしむる所以と考へてゐた。唯、當時の如き直譯的模倣とそれに保護・特權をあたへたのは、先進資本主義の膝下に後進國が生存を得る唯一の道であり、存続の手段であつた。かくて政府により設立されし直譯・模倣の諸制度・諸機關は、確かに従前より進歩せる、より合理的な整備ではあつたが、當時の生産力の要求より遙かに抜き出づるものであり、下からの實際的欲求に添へるものではなかつた。従つてそれらの成立・活動と共に、必ずやそこに摩擦が起り、矛盾が目立ち、遂には該制度・該機關の訂正、或は當時の實情に即した後退が余儀なくされる。更に又、當時の政府が未だ基礎定まらず、財政的危機が屢々到來し、その度毎に苦肉的手段が採られ、政策が變更される。その政策の改變により、今日國營たりし事業も明日は民間に拂下げられ、或は中絶され、廢棄され、制度・機關の起伏は明治初期を通じた一特徴をなしてゐる。

こゝに取扱はんとする爲替會社も亦、政府が設立を奨勵せる先驅的金融機關の起伏の一である。明治二年會計官下通商司の命令により、東京・大阪・横濱・京都の富豪は結社し、各國バンクの法に倣ひ「爲替會社」をその地に設立し、更にそれら會社を主動力とし、それに各土地々々の富豪を参加せしめた子會社を作つた。即ち東京・横濱兩爲替會社と東京商社の合資によつて新潟爲替會社が、京都爲替會社を主として大津・敦賀兩爲替會社が、更に京都・大阪兩爲替會社によつて神戸爲替會社が成立せしめられた如きである。更に京都爲替會社は福知山に出張所を、大阪爲替會社は堺・生野・三保ヶ關及び雲伯出張所を持ち、相連絡して金融振作に努めた。この成立目的は元より維新直後の金融逼迫の緩和にもあるが、同時に設立を命ぜられた通商會社、或は回漕會社の金融的背景となり、商社による民間

の合資結社の力を有機的に發揮せしめ、以て萎縮せる内外商業を振作・經營せんとする通商司の政策の完全なる實現を目ざしたものである。従つてその職能の充分なる發揮のために、會社には特權と保護とがあたへられる。爲替會社の成立、保護と特權とについては嘗つて詳論した事がある。(註二) 詳しくは参照して戴く事にして、こゝでは説明の便宜上簡単に解説して論を進めたい。

政府から爲替會社にあたへられた特權には、貸下金の附與と銀行券發行の二つがあつた。會社成立の當初にあつては、貸下金の下附は大なる魅力であり、會社成立促進の一つの力ともなつた。事實、當初に於ける貸下金の量の大きさは東京爲替會社を除いては、すべて資本金より多く、或會社は資本金の三倍乃至五倍の金額に達した。然し貸下金には政府に對して利息を支拂はねばならぬ。之れに反して銀行券の發行には準備金の定めが不備であつた爲に、その發行は無限に擴大され、特權として寧ろ前者より重要であつた。(註三) 銀行券の發行が會社營業の上に、どのような地位を占めたかは後に詳述する。

爲替會社保護のためには、會社成立にあつて多少競争的地位にあつた盲人の高利貸付を禁じ、又會社の貸付金返済に遲滞ある場合は、於官府嚴重ニ可申付、假令官家ノ武家ニ關係スル事有之候トモ聊因循スル事不可有之、萬一埒明カサル向ハ官府ニオキテ引受相辨可申事。(註四)と爲替會社第一條に記載した。

かかる絶大なる保護と特權とを以つて出發し、近代的銀行の日本に於ける先驅をなした爲替會社は、然らば如何なる業績をあげ、如何なる経路をたどつて没落したか。爲替會社失敗の原因を政府の干涉の甚しきと、會社經營者に適材なかりし事を以てする從來の定説(註五)が、あまりに會社の機構上の不備にとらはれ、當時の社會經濟史的状態を無視し過ぎはしないかを、こゝで再検討して見たい。かくする事により初めて爲替會社の時代的意義を明瞭

ならしめ得る。

- (註一) 猪谷善一著「日本經濟及經濟政策」五四頁
- (註二) 拙稿「通商司政策に於ける爲替會社」(慶應義塾經濟史學會紀要第一册第二部所載)
- (註三) 爲替會社の發行せる銀行券には金券・銀券・錢券及び洋銀券の四種類がある。然し金券以外は特殊の必要から方便として發行された。故にこゝに銀行券と單に云ふ場合は金券をのみ指す。
- (註四) 「貨政考要」下編(明治前期財政經濟史料集成 第十三卷三三四頁)
- (註五) 菅野和太郎著「日本會社企業發生史の研究」二二九―三四頁

二

先づ初めに爲替會社の業務の内容とその成績を知る事は、會社の性質を明確ならしめる。尤も會社の成立過程とその業務の種類から、會社の性質は一應理解され得るが、(註一)その成績が數字によつて示さるゝ時、一層の確實さを加へる。幸ひ爲替會社はその創立より明治四年初旬まで、三ヶ月乃至四ヶ月毎にその監督官廳たる通商司に勘定上取調書を差出す義務を有して居り、その勘定取調書は會社全書に所收されて容易く我々の目に觸れ得る。(註二)以下いさゝか煩雜であるが表を掲げて説明を加へよう。

勘定取調書が提出された明治四年初旬までの東京・大阪兩爲替會社はその利益から見る時、大體順潮に發展した。

第一表 東京・大阪兩爲替會社の發展

東京爲替會社	身元金	預金	利益金
明治二年十二月	四四二、三五〇兩	四三一、八五〇兩	一〇、八九八兩

大阪爲替會社	身元金	預金	利益金
三年三月	四五四、八七五	六六四、〇五〇	三一、八〇〇
六月	四五四、八七五	六三九、六〇二	四三、九五二
九月	四六二、八五〇	七〇一、一四四	六四、五二〇
十一月	六九〇、〇〇〇	七五一、五九〇	七六、三五六
四年三月	九〇二、〇〇〇	八四七、八三二	七八、八九四

爲替會社	身元金	預金	利益金
明治三年六月	三七八、一〇〇兩	三二五、一七七	八六、二一三
九月	三八四、一〇〇	二五七、九〇四	四〇、六五四
十一月	三九二、八〇〇	二七二、六五六	三八、五一四
四年二月	四〇二、六〇〇	二八一、五九一	三二、四四八

身元金・預金は兩會社共、著實に増加してゐる。而して利益金は東京爲替會社にあつては飛躍的增加を示してゐるが、大阪爲替會社は暫減の状態である。然しこれは不振を示すものでなく、寧ろ會社の基礎定まり、健全性を示した一證左でもある。何故なれば東京爲替會社に於いては既に利益金算出不可能になつた明治五年五月、なほ大阪爲替會社にては三萬八千五百四十六圓の利益金を擧げてゐる。いづれにせよこの頃迄の兩會社は利益金を算出し、従つて國力積立金と會社諸入用を差引いた三ツ割の一は配當として出資者に分配された。これは獨り兩會社のみでなく、數字を擧げる事を差控えるが、横濱或は西京爲替會社にあつても同様である。

爲替會社は現今の銀行の先驅として、預金・貸出・爲替及び兩替の業務をなしてゐたが、預金業務の順潮さは前掲

表によつて明かであらう。たゞ東京・大阪兩爲替會社を比較して興味のある事は、大阪爲替會社勘定には當座預りの項目があつて、該期間中盛んに利用されてゐる。同様の事が西京爲替會社にも云へる。即ち

第二表 大阪・西京兩爲替會社の當座勘定

大阪爲替會社		西京爲替會社	
當座預	當座貸	當座預	當座貸
三年 六月	九三、二七五	三年 五月	五三八、二二九
九月	二三、三八六	八月	三四〇、一六七
十一月	四一、三五八	十一月	二六三、七五二
四年 二月	七六、二二〇	四年 二月	二六、三九二

これに反して東京爲替會社は當座預として三年十一月に初めて十六萬九千三百兩と記入され、それが翌四年三月には激減して九百兩とあるのみで、横濱爲替會社には全く存在しない。普通の預金は月一步の利息がつき、その引出は一ヶ月前に豫告する事が必要であつた(註三)に反し、當座預は無利息の替りに預り手形が發行された。(註四)これは預り手形と云ふも恐らく振出手形ではなからうか。扱、大阪爲替會社の三年六月の當座預り口々差引戻は六萬三千四百九十五兩の御司預り高と二萬九千七百八十兩の金銭日々差引戻の二項に内譯される。京都爲替會社も三年五月の當座預り五十三萬八千二百二十九兩中、三十萬兩は御司え上納手當とある。共に通商司役所に對する當座勘定がその多くを占めてゐた様である。それは兎も角、關西は徳川時代銀目手形が一般に普及されてゐた。爲替會社に於ける當座預り勘定の活躍もその慣習によるものであらう。同時に手形の流通をあまり見なかつた關東には爲替會社になつても行はれず、三年十一月一躍十六萬九千三百兩を當座預りとして計上されたのは、恐らく人爲的設置に

よるものであらうし、翌四年三月九百兩と激減したのは、その預り手形が「バンク札ニ紛敷、依之早々正金差戻シ手形引揚候様」(註五)達しがあつた許りではなからう。

東京・大阪兩爲替會社の爲替戻勘定とその打金による利益は次の如くである。

第三表 東京・大阪兩爲替會社の爲替勘定

東京爲替會社	大阪爲替會社		
差引預	差引預		
三年 三月	三二、八四四	三年 六月	五四、三五四
六月	—	九月	—
九月	六八、四九六	十一月	八八、五二九
十一月	二二、三九七	四年 二月	七二、一四七
四年 三月	—		—

第四表 東京・大阪兩爲替會社の利益内容

東京爲替會社	大阪爲替會社		
爲替打金	爲替打金兩替德分		
貸附利息取立高	貸附利息取立高		
二年 十二月	—	三年 六月	三、四四三
三年 三月	三〇八	九月	二七一
六月	一、三〇九	四年 二月	—
九月	—		—

爲替會社の没落原因

九九 (六六三)

爲替會社の没落原因

一〇〇 (六六四)

十一月 八八五 七五、四七〇
 十二月 一、一九三 七七、七〇〇
 四年三月 一、一九三 七七、七〇〇
 四年二月 一、〇一七 三一、四三〇

第四表に貸附金利息取立高を附加したのは、爲替・兩替による利益と全利益との割合を示す爲である。爲替打金・兩替徳分に加ふるに貸附利息高を算する時、前掲第一表の利益金が出る。利益金全體から見ると、如何にこの兩業務の利益が少いか判然するであらう。然らば爲替會社の利益の源泉たる貸附はどの方向に與へられたか。この解答こそ會社の性質を指示するものである。

勘定仕上取調書によつて貸附高の内譯のあるのは大阪・西京兩爲替會社で、遺憾乍ら東京・横濱兩會社にはそれがなく、類推するのみである。

第五表 大阪・西京兩爲替會社の貸附内譯

大阪爲替會社		京都爲替會社	
通商會社貸附	爲替會社貸附	子會社貸附	爲替會社貸附
三年六月	八三三、五三〇	二三九、八八八	三三九、七七九
九月	六二二、九五八	六六、五六六	二五三、七八五
十一月	五四四、七四五	五七、六〇一	二二八、八四五
四年二月	五二六、五四二	五三、三九二	二五〇、六七六

こゝに子會社貸附と假稱したのは神戸爲替會社への貸附及び堺・生野・三保ヶ關・雲伯出張所持出金の總計であり、西京爲替會社その分の貸附は爲替會社貸附中に含まれる。三年五月の一萬七千九百兩から八月三十四萬二千兩と躍進したのは主として神戸・敦賀兩爲替會社及び福知山出張所への貸金の増加による。

第五表を見て何人も感ずるのは兩爲替會社共に通商會社を通ずる貸附割合の非常に大なる事であらう。これらの貸附は適當なる商品擔保による貸附もあつたが、通商會社に連絡ある各商社にあたへらるゝ事が多い。かゝる場合には通商會社頭取・商社頭取の連印を以て擔保の有無を問はない。同様の貸附が東京・横濱兩爲替會社にては回漕會社に行はれた。勿論回漕會社自體への貸附もあつたが、回漕會社を通じて回漕業者への融通も通商會社同様かなり多く存在した。これらは云ふ迄もなく通商會社の金融的背景となり、通商司の政策伸張の爲めの爲替會社成立の目的遂行のそれであつた。

爲替會社は通商會社を経る貸附の外に、一般商民への金融の爲めに、擔保を差出すならば何人にも直接に貸附する旨を先づ公示した。然るにこれは成立後間もなき明治三年四月、商品擔保に對する爲替會社々員の目利不馴を理由として、商品擔保貸附は全部通商會社を経る様變更された。(註六)第五表は變更後の數字であるが、而かもその爲替會社貸附の全部が亦一般貸附ではない。その中には尙、會社の身元金出資者へ出資證文預り貸が相當多い。大阪爲替會社にてはその貸高が三年六月には十一萬三千五百兩、九月には二萬八千兩、十一月には五萬七千六百一兩を數へる。それらを前表大阪爲替會社貸附金より控除した殘額と雖も、なほ通商司指定の政策貸が存在する。例へば武家の賞典米・賜金擔保の貸附・諸藩々收納米并に諸產物抵當貸の如き、或は浮浪人救済のための開墾會社乃至窮民授産商社への融資の如きである。それ以外が一般商民への貸附である。而かもその貸附は「身元儲成者へ一時融通之貸金而已取扱候様」(註七)と規定されてゐる。會社成立の初め、通商司は盲人の高利貸附を嚴禁した。所謂、盲貸が如何に貪慾に、流融に憚む一般商民を苦しめたかを知つての禁令であり、新設會社はそれらの人々にも光明をあたへるべく期待されたものであらうが、かゝる貸附状態は明かにそれを裏切るものである。明治四年五月「會

社辨「立合略則」の發行に就いての大藏省側に「既ニ御新政後通商司被立置爾來二三之會社創立イタシ候得共、兎角官民混淆之弊害不少流通之道其利便ヲ得ルニ至ラス、現今市上工商之徒貧富ヲ問ハス一般右ノ不便ヲ相鳴ラシ候」(註八)とあるは爲替會社の貸附の偏頗をよく指摘してゐる。

さればとてこの間、庶民金融に全く無策でゐた譯ではない。明治三年七月大阪通商司は爲替會社利得金の三ツ割の一を國力積立金として上納保管せしを會社に下附し、小前引立金とし、従前商法司にて行はれ、その廢止後府縣に委託された小戸産業扶植事業を會社にて營ましめんとした。(註九)而して通商司にあつては當時迄府縣より貸與せる小前引立總額を取調べ、他方爲替會社も下附された國力積立金七千二百九十七兩と爲替會社發行金券のうち一萬三千二百二兩を合して資金とし、勸商方商社を急設、(註一〇)その實行に著手せんとしたが、同年十二月突然變更せられ、その業務は再び元の府縣に移管された。(註一一)その明確なる理由は分明でないが、要するに爲替會社は通商司政策の實行にいそがしく、會社保身に危険を伴ふ庶民金融に手を及ぼし得なかつたのであらう。斯様な貸附状態は亦、その子會社貸附にも云ひ得よう。

扱この様な内容を持つ爲替會社の貸附總高は如何に變化したか。

第六表 東京・大阪兩爲替會社の貸附高

東京爲替會社		大阪爲替會社	
	貸附總高		貸附總高
二年十二月	六〇三、一〇〇		
三年三月	七四六、〇〇〇		
六月	一、四八四、〇〇〇	三年六月	一、四〇二、一九七

九月 一、五六六、〇七七
十一月 二、〇六四、五六二
四年三月 一、七二二、三五七
四年二月 八三三、一九一
九月 九四三、三〇九
十一月 八三〇、六一〇

これを第一表の身元金と預金とに比較せられよ。如何に貸附割合が多いか、換言せば會社の實質以上の貸附が要求されてゐたか、解かる。更に貸附割合どころではない、大阪爲替會社の貸附高は身元金・預金の合計より遙かに多い。この差は何によつて補填されたか。云ふ迄もなく政府の貸下金と會社發行の銀行券であるが、前者より後者がより重要である事は先に指摘した。銀行券の通用・發行高は左の如く大である。

第七表 東京・大阪兩爲替會社の銀行券發行高

東京爲替會社		大阪爲替會社	
	製造高	發行高	通用高
二年十二月	五五七、〇〇〇	三三二、〇四七	
三年三月	八〇四、〇〇〇	七七四、〇〇〇	
六月	一、〇〇〇、〇〇〇	九四三、九六七	三年六月 一、七〇三、四五〇
九月	一、〇〇〇、〇〇〇	八二二、二五〇	九月 一、七〇三、四五〇
十一月	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇九四、五〇〇	十一月 一、七〇三、四五〇
四年三月	一、五〇〇、〇〇〇	七四七、二〇〇	四年二月 一、八五三、四五〇

銀行券はその最初に於いては準備金の定めなく、發行高の制限がなかつた。従つて爲替會社は自らの懐中を痛めず、通商司下附の紙片を貸附け、それから利息を得る事が出来た。爲替會社へ加入ノ者ハ金券之空利足又は爲替歩等ニ

テ益得モ有之候得共貧商民トモハ更ニ商業ノ助ケモ無之(註一二)は前掲三年七月小前引立事業を會社に營ましめんとする際の通商司伺書中に、その不公平を指し示せるものである。

以上の諸表を綜合して結極爲替會社は商業・貿易振興のための通商司政策を全からしめる爲に全能力を擧げ、通商司も亦それを促進すべく保護をあたへ、干渉をなし、特權をあたへた。殊に通商司の許可せる不換紙幣の濫發は爲替會社を利せしめ、能力を超える活動をなさしめた。爲替會社出資者はかくて初め設立を濫つたにも拘らず、今や通商司による手厚き保護と空疎なる銀行券の流通によつて利益を擧げ、他方かゝる跛行的政策の結果として「般金融市場は拘束され、數々の窮民投産運動も流れの泡沫に等しくはかなく消え失せ、かくて金融市場打開の運動は「會社弊」「立會略則」による會社設立の要望と相俟つて、民間に高まつて來た。

(註一) 前掲拙稿

(註二) 「會社全書」(下卷) (明治前期財政經濟史料集成 第二十一卷) 以下の諸表はすべて本書所收の勘定取調書を綜合したものである。

(註三) 「會社全書」(上卷) (明治前期財政經濟史料集成 第十五卷三六頁)

(註四) 註五) 「會社全書」(上卷) (前掲 第十五卷一八頁)

(註六) (註七) 「貨政考要」下編(前掲 第十三卷三四頁)

(註八) 「貨政考要」下編(前掲 第十三卷四一三頁)

(註九) 「大藏省沿革志」通商司(明治前期財政經濟史料集成 第三卷二八五頁)

(註一〇) 「會社全書」(上卷) (前掲 第十五卷四六四一五頁)

(註一一) 「大藏省沿革志」通商司(前掲 第三卷二九八頁)

(註一二) 「貨政考要」下編(前掲 第十三卷三三六頁)

三

各爲替會社はその勘定取調書によれば明治四年初期まで引續いて利益を擧げ、配當を續けた。これは一に會社の監督官廳たる通商司の政策に包含さるゝが故であり、又その發展の著しきは通商司から下附されし特權たる銀行券發行によるものであつた。従つて萬一通商司が廢止され、銀行券發行の停止が行はる事あらば、利益は立ち處に失はれるであらう。事實その二つの事柄は次々に實現され、爲めに爲替會社は急速なる没落を餘儀なくされた。その經過及びその急激な破綻原因を以下説明する。

通商司が廢止されたのは明治四年七月五日であつた。尤もその廢止は突然行はれたものでなく、これ迄にも内部的に變更があり、その結果遂に廢さるゝ運命に立至つた。二年五月通商司が外交官下より會計官下に移屬されてから、この四年七月に至る僅か二ヶ年餘の短期間に先づ會計官は改稱されて大藏省となり(二年七月)、通商司はその管轄下に置かれ、次で同年八月には民部省下に、更に三年七月大藏省管下に再屬された。二年八月民部省下への轉屬は當時の同省は大藏省官吏の兼任する處であつた故、大藏省と一省の如く、従つて所屬移管による政策の變更を伴はなかつたが、三年七月大藏省下再屬は、民部・大藏兩省分離問題の大嵐の直後の變更の事として、司務刷新、八月には新なる處務條規が設定された。この頃より爲替會社に對する大藏省の態度は満足を以てせず、一方に伊藤博文等と共に貿易・金融研究使節を米國に派遣し、或は該方面の知識を民間に弘むべき手段を考慮し、他方爲替會社營業内部に改革の干渉をなし初めた。例へば貸下金の整理、錢券の回收、國力積立金その他政府へ納むる利息の適當なる處分等これであるが、就中重要なのは銀行券發行權の縮少である。

銀行券發行の爲替會社に於ける重要性は既に述べた。今之を制限せんとする。その制限方法は各地爲替會社それ
 づ、差違があつたが、大阪爲替會社にその例を求むれば當時大阪通商司出張所の銀行券製造額は二百十三萬九千五
 百兩、その内、未通用のものが四十三萬六千五百兩、従つて爲替會社から發行するものは七十萬三千四百五十兩
 の多きに達した。(註一)これを身元金三十七萬八千兩、預金三十二萬五千七百七十七兩に比較する時、銀行券のこ
 の發行過大は、當然萬一取付の際の危険を思はしめる。依て一方に流通銀行券の引上げを命じ、他方身元金その他
 の増加を圖つて、その十分の六、即ち百二萬兩を會社に、十分の四、六十八萬兩を通商司に預ける様定め、漸次通
 商司預分を多くする事に決した。これに對し爲替會社側は過當銀行券の貸出には、代り引當之品取置有之候ニ付大
 丈夫トハ乍申同意し、準備金整備を早める爲、一時の方便として所持の居宅、抱屋敷を沽券として差出すべく申出
 た。(註二)沽券差出は實施されなかつたが、通商司預準備金六十八萬兩は九月十二日通商司出張所に差出され、更に
 十月にはその全額百三萬兩に達すべく努力が拂はれた。(註三)

横濱爲替會社に於いても準備金の整備を通商司は監督し、三年十二月「假令と準備ノ比例寡少ナルモ必ス金券十
 二貨幣八ヨリ減缺センメサル可ク」(註四)と定めた。これはどの様な成績を挙げたか。明治四年二月三十日大藏少丞
 澁澤榮一より在米伊藤博文宛の書翰に「金券之一條ハ過日御教書ニ從ヒ精々盡力イタシ東京横濱丈ハ漸金券ト準備
 金ト同高丈ニイタシ候、(横濱ノ方ハ四月迄ニ日延イタシ追々積増相成候)兵庫大阪も追々右之通ニ取扱可申ト
 存候(註五)と報告され、事實明治五年二月横濱爲替會社は銀行券百四十萬圓中、正金準備百三十七萬餘圓に登り、
 銀行券の信用大に高まり圓滑に流通せるを報じてゐる。(註六)準備金の同額は東京・横濱兩爲替會社のみならず、後
 には大阪・西京爲替會社にも命ぜられ、大阪には四年四月東京通商司官吏の出張があり、即時實行を強要されたが、

仕法を立て猶豫を乞ふて許可された。(註七)

大阪に銀行券準備金同額を強要した達は明治四年三月出された。その達は當時の大藏當局の態度を表明して興味
 がある。

「一爲替會社金券準備之正金、本高同様積増可致事。

一金券出高之正金全備イタシ候上ハ、印封イタシ置可申候得共、引換之都合ニ寄出張監視之官員、時々見届開錠
 鎖封可致事。

一會社貸出金證文並引宛品等、極精確取調之御法可相立候事。

一貸出金は迄之定期六ヶ月限返済之仕法ニ有之候得共、往々六ヶ月限唯證文認替而已ニテ、壹ケ年或者二ケ年限
 返済之約定ニテ貸附之趣申立之處、會社ハ兼テ社外預リ金等モ多分有之候ニ付、何歟時變ニ寄リ右預リ金一時ニ
 取附被致候得ハ返済方ニ差支可申候間、以來貸附金ハ必六ヶ月限返済之約定ニテ貸附、萬一右期限相滞候節ハ引
 當品物引取候様仕法爲相立可申事。

一會社ヨリ振出シ候金券ハ、全ク正金ヲ準備トイタシ候義ニ付、右融通ニイタシ候分ハ、總テ正金之積社中規則
 相立可申事。

一會社日々出納勘定之際、引替之金券二重遣ニ不相成様確實之御法相立可申事。

一(略)

一會社身元金百萬兩位ニ加増可致事。

一總テ會社ハ唯官之保護ヲ仰クマテニテ、社中之社タルハ勿論ナレハ、舊習ヲ脱シ獨立之先行可致事。(註八)

この違によれば政府は何よりも會社の自立とその健全なる發展を希望してゐる。殊に最後の一句、會社成立當初と比較して甚しき感慨を持ち得よう。これと同様の違が各地爲替會社にこれと前後して發せられ、各會社はそれ〴〵仕法を立て回答した。東京爲替會社は二月に(註九)西京爲替會社は四月に(註一〇)回答書を提出してゐる。

政府がかかる健全なる態度を以て爲替會社に對する時、彼等は甚しくその社員の態度に不滿を感じた。社員等はその創立に當り苗字帯刀を得て官吏たるが如く思ひ、會社を役所と心得て、營利會社たる事に心附かなかつた。滋澤榮一が「學問もなければ覇氣もなく、新規の工夫とか、事物の改良とかいふことなどは思ひも寄らぬ有様」(註一一)と云ひ、従つてその會社の「眞誠ノ成立覺束ナク」(註一二)と嘆じたのは蓋し當然であつた。

かかる内に通商司は七月廢止された。時、恰も官制改革と並行して、大藏省内にも新歸朝伊藤博文が米國財政組織を参照せる職制改革草案の提出があり、審議中である。これとの聯關の下に通商司は廢された如く見えるが、それは別であつた様である。然し臺閣に官制改革の議が起り、大藏省内にも變革が捲起せんとせると全く同様の理由を通商司廢止に見出す。それは廢藩置縣による統一國家の完成に呼應するものである。云ふ迄もなく版籍奉還により統一國家の態様は既に整備された如く見えるが、藩知事は依然としてその領内に舊藩同様の權力を持つてゐた。政府は唯、舊幕府所管地及び維新の際の新没收地のみを政府としての權力を持ち、従つて政府の行政はその範圍に限られ、統一國家とは唯、名目的呼稱にすぎなかつた。通商司の政策も従つてその範圍を越ゆるものではない。通商司政策の基本たる爲替會社・通商會社の所在地、出張所の配置を見よ。その貿易・商業の振興も政府直領内のそれであり得ない。回漕會社についても同様で、それは散在せる直轄地の貢米運送の便宜から設立された。すべてが藩の規模に於いてある。この缺陷を最も身に感じてしたのは財政及び軍事であらう。政府は全國の四分の

一にも達せざる地の収入とそれに附隨する武士を以て侵略的な外國帝國主義に對抗せねばならない。そこに廢藩の必要が叫ばれ、遂に明治三年末に劃一政體の建議が政府部内に起り、急速に狀勢は廢藩置縣へと旋回した。それと並んで政府部内にも亦、肅正改革が進捗した。通商司は三治制度―府藩縣制度―時代の産物であり、今や完全なる統一國家實現を前にして、その成績は當局の意に満たざるものが多しとする。通商司の廢止さるゝ所以はこゝにあつた。

大藏省内通商司の廢止は廢藩置縣・官制改革の下では片々たる瑣事に過ぎない。然しそれは爲替會社には大なる打撃をあたへた。爲替會社は通商司の庇護の下に成長した以上、その廢止は致命的である。東京爲替會社の利益金はこれを契機として次の様に激減した。四年七月八萬四千四百三十五兩の利益金が、八月には一萬五千六百二十一兩に、九月には一萬八千九百七十八兩に、十一月には一萬一千九百十二兩に、越えて翌五年一月には利益金皆無となり、以後一回の利益金も擧げ得なかつた。横濱爲替會社に於いても同様である。三年十一月五千八百四十九兩の配當が、四年八月には千五百三十兩に、十一月には九百二十兩、五年二月には六百二十兩に減じた。(註一三)通商司の廢止により爲替會社は租稅寮商稅懸に、更に八月出納寮に移管され、營業し續けた。

(註一) 「大藏省沿革志」通商司(前掲 第三卷二八四頁)

(註二) 「會社全書」(上卷)(前掲 第十五卷四六二頁)

(註三) 「會社全書」(上卷)(前掲 四六八―九頁)

(註四) 「大藏省沿革志」通商司(前掲 第三卷二九七頁)

(註五) 「貨政考要」下編(前掲 第十三卷四一八頁)

- (註六) 『會社全書』(上卷)(前掲) 第十五卷一四〇頁
 - (註七) 『會社全書』(上卷)(前同) 四七一頁
 - (註八) 『會社全書』(上卷)(前同) 四五八頁
 - (註九) 『貨政老要』下編(前掲) 第十三卷三五二—三頁
 - (註一〇) 『會社全書』(中卷)(明治前期財政經濟史料集成) 第十六卷五一—二頁
 - (註一一) 澁澤榮一著『青淵回顧録』上卷二七五頁
 - (註一二) 『貨政考要』下編(前掲) 第十三卷三六二頁
 - (註一三) 『會社全書』(下卷)(前掲) 第二十一卷三五頁
- 但、東京爲替會社より官に依存する事少く、健實であつた大阪爲替會社は五年五月尙利益を擧げてゐる。

四

爲替會社が如何にしても營業し得なくなつたのは、翌五年十一月十五日の太政官布告第三百四十九號によつて國立銀行條例が發布せられ、その中の第二十二條が國立銀行以外の銀行の銀行券發行を禁止した事による。即ちその條文によれば

「第一節 此條例ニ從テ國立銀行創立ノ事ヲ制定シタル後ハ何レノ人何レノ方法ヲ不論他ノ處置ヲ以テ紙幣金券及ヒ通用手形類ヲ行フコトハ都テ之ヲ禁止ス可シ
 第二節 故ニ從來官許ニテ金券通用手形ノ類ヲ發行シテ營業スル銀行又ハ商會ト雖モ速ニ其通用ヲ止メ之ヲ正金ニ引換ルノ處置ヲナサシム可シ」(註一)

國立銀行の成立過程、その銀行券發行の獨占到就いてはこゝに觸れぬが、兎も角以上の條例により、いはゞ爲替會

社活動の源泉であつた銀行券の發行は禁止された。爲替會社に於ける銀行券發行の利益の大きさについては既に語り盡した。通商司の廢止に會つて氣息奄々たりし爲替會社は、事ここに至るやその存立のすべを失ひ、爲替會社をその儘國立銀行に轉置せんとする政府の努力も、只横濱爲替會社を第二國立銀行になし得たのみで、いたづらに破綻を暴露させるに止まつた。

明治六年七月各爲替會社調査の損失高は次の多きに登る。

	身元金	損失高
東京爲替會社	九四八、五〇〇圓	三九〇、四〇〇餘
横濱爲替會社	一八七、〇〇〇	一四七、〇〇〇餘
西京爲替會社	二三八、五〇〇	三七二、二〇〇餘
大阪爲替會社	四六六、五〇〇餘	七五〇、〇〇〇餘
神戸爲替會社	一一八、〇〇〇	二二六、一〇〇餘 (註二)

然らばこの莫大な損失内容は何か。東京爲替會社損失高三十九萬四百圓餘の内譯は

- 金十五萬七千四百五十三圓餘 元廻漕會社貸
- 金九萬三千四十三圓餘 新潟會社貸
- 金六萬圓 開墾會社貸
- 金八萬圓 爲替會社創立以來普請並諸入用十四萬二百圓餘ノ内會社地所家作代價見積引去ノ分

外に金四十四萬二千八百八十七圓餘の商社貸、金三萬千圓餘の商社貸新潟割合可受取分、及び金六萬圓横濱會社貸新

鴻割合可受取分(註三)があつた。三十九萬四百兩以外の損失高は東京の通商會社たる東京商社へ貸附けたのが大部分であり、「若し東京爲替會社と唇齒輔車の間柄にある同社が好成绩を挙げれば回収し損失にならざる部分である。然るに東京商社の成績は爲替會社以上に悪い。同じ六年七月の調べには身元金十三萬七千圓に對し、損失高實に六十萬九千八百圓餘に登り、多大の恩典を各會社にあたへて損失高を負擔せんとした政府も、流石これには「格別之損失高ニテ如何トモ消却之方法無之」(註四)と嘆せしめた。東京商社のこの失敗は勿論その組織の不備にもあろう、又相場の下落による純然たる商業取引上の失敗、或は海難等の不測の災害による損失もあるが、「諸國出張御誘引ニ付罷出三陸石ノ巻函館北越新潟何レモ戦争ノ後就中遠作引續土地人民塗炭苦ニ苦ミ疲弊ノ折柄、各所ニ開業生産引立ト相唱助成同様若干ノ金額貸渡亦ハ商業相行相見込達之損失貸付金ハ元利相滞莫大ノ損失相嵩候得共、借財方ヘハ約定ノ利子ヲ測リ追々當社大負債ニ成至リ、猶下總牧地一圓開墾被仰付不慣ノ私共荒野ヲ起シ農家商家ニ至ルマテ其辨利ヲ計リ軒ヲ並へ、然ルニ廣大ノ野地大風雨ノ爲メニ數度家ヲ潰シ不計天災意外ノ失費遣ヒ拂猶窮民數千人御引渡ニ相成、實以算外ノ入費相嵩」(註五)んだ、所謂通商司指揮の下に「生産引立ト相唱助成同様」の貸金を爲し、或は「下總牧地一圓開墾被仰付不慣」の農耕に従事したその結果である。

この開墾會社には東京爲替會社も直接關係し六萬圓の損金を出してゐる。かくてこの四十四萬圓餘といふ巨額の東京商社貸も殆んど回収に由なき金額であり、従つて東京爲替會社の損失高は前掲表より遙かに大きくなる。

東京商社貸附に次ぐ損失は廻漕會社貸の十五萬七千餘圓である。廻漕會社は政府の命令の下に東京爲替會社、東京商社及び横濱爲替會社共同出資下に明治三年一月成立、蒸汽船を買入れ、政府の貢米運送を主にして營業したが、一ヶ年にして失敗解散した。この損失は横濱爲替會社の多からぬ損失高中三萬二千兩を算した。(註六)

廻漕會社同様に三社共同出資により成立され、同様に損失に終つたものに新潟爲替會社がある。三社の出資高及び損失金補方の割合は左の如くである。

	出資高	損失金補方
東京爲替會社	一八四、〇四三	九三、〇四三
東京商社	六四、一五〇	九一、〇〇〇
横濱爲替會社	二〇、二五〇	七〇、〇〇〇
計	二六八、四四三	二五四、〇四三 (註七)

新潟爲替會社の損失原因も亦、商業の見込違ひ、難破船等によるの外、戦争後の救恤的貸附金の不回収によるものが多い。以上で大體東京爲替會社が何で失敗したかを説明した。他の爲替會社に關しては資料不足で明確に爲し得ないが、大阪爲替會社・通商會社の損失金中には武家貸の滞高も多かつた様である。即ち明治六年十月公債證券を前者は十萬八千四百二十五圓、後者は十五萬二百五十圓(註八)を大藏省に提出して現金に替へた。この公債證券は各藩への貸附滞金を當時政府より下附した公債證券を以て決済せしめたものであり、相當巨額の滞り高になつてゐた事が知れる。東京爲替會社の新潟會社に對すると同様の事が、大阪爲替會社ではその出張所たる堺・三保ヶ關・生野・兵庫等に云へる。これらは明治六年三月該出張所々在地の各縣廳を通じて、嚴しく貸金返済を督促してゐる。

(註九)

以上の如く爲替會社の損失内容を分析すると、その大部分が通商司による政策貸にあつた事が解るであらう。通商司は爲替會社成立に當つて、會社貸附金の返済には「於官府嚴重ニ可申付、假令官家ノ武家ニ關係スル事有之候

トモ聊因循スル事不可有之、萬一埒明カサル向ハ官府ニオキテ引受相辨可申事(註一〇)と規定したが、今爲替會社危機に立つの時、既に通商司無く、然も會社の不良貸附の殆んど全部は通商司の命令によるものであつた。爲替會社は結構、通商司政策の廢棄が全く致命傷であつたのである。

- (註一) 「明治財政史」 第十三卷五四—五頁
- (註二) 「會社全書」(中卷)(前掲) 第十六卷一七〇—一七二頁
- (註三) 「貨政考要」不編前掲 第十三卷三九〇頁
- (註四) 「會社全書」(中卷)(前掲) 第十六卷一七〇頁
- (註五) 「貨政考要」下編前掲 第十三卷三八九頁
- (註六) 「會社全書」(中卷)(前掲) 第十六卷一七四頁
- (註七) 「會社全書」(中卷)(前同) 一〇七頁
- (註八) 「會社全書」(中卷)(前同) 一九九—二〇〇頁
- (註九) 「會社全書」(中卷)(前同) 一二七頁
- (註一〇) 「貨政考要」下編前掲 第十三卷三一四頁

五

爲替會社は明治二年成立し、三年四年はどの會社も相應に利益を計上してゐたにも拘らず、五年十一月爲替會社を國立銀行に改組する時に至つて、拾收すべからざる損失を暴露してしまつた。かゝる容易き没落は果して何が原因であるか。大藏省當局が云へる如く民間に人材なしと云ふも勿論一つの要因ではあらうが、その成立、業務、破

綻の跡をたどつて行くと通商司の興廢が爲替會社盛衰の最大原因たる事に氣付く。爲替會社は通商司の命令によつて成立され、殆んどその命令的干涉の下に於いて活動した。抑此會社ノ起源ヲ尋ヌルニ、維新以來通商司ノ慾望ニ由テ結締セルモノニテ、其金錢貸借ノ際ニ於ケルモ關係ノ官吏或ハ其肘ヲ掣キ、即今ノ有様ニ立至ル(註一)は諸書に引用される井上馨の爲替會社處分案中の一句であるが、全く然りである。然し政府の干涉の甚しかりし事を以て、爲替會社失敗の原因とする(註二)事は出来ない。政府の干涉が業務の滯滞となり、會社發展上種々なる弊害をかゝす事はあり得るが、同時に政府の保護・干涉が會社の利益となる事も大きい。事實、爲替會社が大なる活動をなし、出資者に配當を續けた事は通商司の干涉、通商司の保護ありしに外ならぬ。爲替會社が通商司に依存する事大であつたゞ、通商司廢止は爲替會社の致命傷となつた。

維新當初の經濟政策實行者たる由利公正は、商法會所を中軸とせる富國強兵・殖産興業を實行せんとした。それは越前藩にあつて嘗つて成功し得た藩會所政策の再現である。資力少き商民の手にあつた商業を政府の力に於いて統制し、壟斷せんとする。けれどもこの政策は失敗した。幕末諸藩に行はれた時と諸事情が著しく異つてゐたからである。この由利の失脚の後を襲ふて登場したが、従前由利の政策を攻撃し遂にそれを倒した、大隈重信、五代友厚、伊藤博文等の一派であつた。彼等は自由主義的思想の下に殖産興業を自論み、その貫徹のために會計官下に通商司を置いた。(註三)通商司の首腦者は大藏省(會計官の後身)の首腦者であり、更にその大藏省は後に民部省を併合して明治三年民藏分離問題で臺閣を震撼させた勢力を持つてゐた。かうした力強き首腦者の下に、熱意を以て作られた通商司が何故短期にして廢止の運命に陥入つたか。

通商司創設の主唱者は、嘗つて多くは外交官であつた。従つて當時としては泰西の事情に通じてゐた方であり、

同時にそれへ憧憬すら持つてゐた。外國事物の移入、それが日本の繁榮の基礎と考へた。爲替會社の設立にしてもそうである。後年大隈が「外國の盛んなるものは、皆會社組織でやつて居るからである。此會社といふものが、到頭今日の日如く、歐羅巴を盛んにした。然らば日本も、資本を集合すれば、歐羅巴の如く盛んになるといふ、極く單純なる思想を以て、兎も角も、夫れを事實の上に行はうといふので、一夜造りで、多少命令的のやうな工合に作つたのが、即ち爲替方商社といふものである。」(註四)と同願して居るのは大體誤りがなからう。事實通商司當局は「歐羅巴バンク之規則ニ隨」つて爲替會社を設立したが、會社自體を良く理解してゐたとは云へない。爲替會社は大體株式會社組織であつたが、會社内の業務の分擔は通商司が任命し、各分擔はそれらの責任に於いて專斷し、他の容喙を拒み得た。かゝる組織は當然「動モスレバ相欺安スルノ弊害」(註五)を作り出すであらう。事實をうした事情の下に欺妄し會ふ事もあつた様である。(註六)斯様な外國の生半可の直譯的模倣の強制が通商司によつて行はれた。單純なる外物の移入が失敗に歸するのは當然である。當時の生産力に相應しない上からの施設に、健全なる發達を望むは無理であらう。いづれにせよ、通商司の政策は當時の日本には行き過ぎてゐた。通商司はこの政策の行き過ぎと現實との矛盾のうちに苦悶し、失敗に歸した。かく見る時は大藏省當局が爲替會社の失敗を人材なしと云つたのも、當時の日本を眞に認識・理解し得なかつた事を表明するのみである。徳川時代に異常なる富を集積し、文化的にも優れてゐた三都大町人にしても、所詮封建社會内の町人であつた。三百年の慣習は通商司に強制された合資結社にどれだけの理解をあたへたらうか。名字帶刀を得て有頂天になるのも蓋し止むを得なかつた。

爲替會社は通商司の廢止によつて解散せざるを得なくなつたが、その營業中の成績は悪い譯ではなかつた。殊にその發行する銀行券による利益は衆人の認むる所となつた。これが兩替商乃至金錢貸附業者による明治四・五年の

私立銀行請願の動機となつた。彼らは純然たる民間銀行を設立し、それに銀行券の發行權を獲得せんとした。當時銀行請願運動中の代表的なものとして、東京銀行と三井組バンクの二つを挙げ得る。東京銀行は身元金の二倍の銀行券を發行し、その準備は貸金引當の質物及び預り金を以てせんとし、三井組バンクは萬事英國の「バンク、オフ、イングランド」の發行に倣つて、一萬圓につき七千五百圓を正貨準備とし、發行額を二百萬圓限度と定めて出願した。兩者方法を異にするも、いづれも銀行券發行の利益を中心とせんとした點同一である。政府はこれを如何に取扱つたか。前者を否定し、後者は認可せんとした。即ち準備制度確固たる民間銀行は認可するの方針に定めたが、その發表を見ざるうちに、紙幣消却の必要が、急速に國立銀行を設立せしめ、國立銀行以外の銀行を認めざる様に變化した。これを要するに爲替會社の成立も、その解散も、或は民間銀行の不許可も、國立銀行の設立も、總ては變動常なき後進國の政策の變轉の儘に浮沈したのであつた。

(註一) 「會社全書」(中卷)(前掲 第十六卷一四〇—一四二頁)

(註二) 菅野氏著前掲 二二〇—二二三頁

(註三) 拙稿「商法司と通商司の改廢について」(三田學會雜誌 第三十卷第五號)

(註四) 大隈重信著「大隈伯百話」七九七頁

(註五) 「貨政考要」下編(前掲 第十三卷四一三頁)三井組バンク設立請願書の一節である。爲替會社と特に斷つてゐないが、

三井組バンクの設立の爲、現存會社を惡罵してゐる箇所であるから、爲替會社を指したものと思はれる。

(註六) 拙稿「通商司政策に於ける爲替會社」(前掲 二四—二五頁)